

都市計画マスタープラン素案（第2回資料）に係る意見 審議会中

対応区分

○：意見を反映し（素案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（素案）に盛り込まれているもの又は盛り込む予定のもの

▲：意見の反映することが困難なため（素案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

資料 1-1  
令和5年度第3回逗子市都市計画審議会  
2023年（令和5年）11月20日

番号	ページ	項目	意見	委員名	対応	備考（考え方・修正案等）
1	23	(9) 財政	逗子市の財政状況を詳細に示していることは評価する。 人口が減少していく中、住みたいまち・住みよいまちにしていくには、いろいろと努力しなければならない。そのようなことにも配慮しながらまちづくりを進めていただきたい。	鈴木（正） 委員	□	【第2回審議会時回答】 － 【対応方針】 －
2	30	(7) 環境との共生	生物多様性のキーワードを盛り込まれたい。逗子市の自然環境は生物多様性も育んできたことから、動植物の生息の場という表現だけでなく、例えば生物多様性の維持（してきた）等のキーワードを入れていただくのがよい。	一ノ瀬委員	○	【第2回審議会時回答】 － 【対応方針】 p30（7）環境との共生、p41（3）都市環境の基本方針それぞれにおいて、生物多様性に係る記述を追加しました。 p41（3）都市環境の基本方針においては、総合計画での記載を参考に、生物多様性に配慮した自然環境保全に関する考え方を、p41の【基本的な考え方】に盛り込みました。
	41	(3) 都市環境の基本方針				
3	31	将来都市像	地域のコミュニティ（子育てなど）に関する記述はあるが、外国人に関する記述がない。養子の子が外国人の場合はコミュニティはとれるのか。	堤委員	▲	【第2回審議会時回答】 都市計画マスタープランは、都市の課題を空間という観点で解決するためのものである。外国人への配慮や支援制度などはソフトの部分が大きいため、都市計画マスタープランに記載するものではなく、他計画の中で考えていくべきところと考えている。 【対応方針】 （上述のとおり）
4	39・40	(2) 都市交通の基本方針 【基本的な考え方】 <公共交通>	「MaaSに資する新技術の導入」といった記述がみられるが、MaaSは新しい技術でなくても実現できるもの。具体的な新しい技術の導入を予定しているか。	一ノ瀬委員	○	【第2回審議会時回答】 既存のインフラ・技術を組み合わせる形のMaaSもあるため、表現について再検討を行う。 【対応方針】 MaaSという文言は残しつつ、「MaaSに資する新技術の導入」を「多様なインフラや既存技術の活用、また新技術の導入検討によりMaaSの推進を図る」に表現を変更しました。
5	41	(3) 都市環境の基本方針など	グリーンインフラのキーワードを盛り込まれたい。自然環境に恵まれている一方で、災害の危険性もあることが逗子市の特徴であるため、その両面を解決する一方策としてグリーンインフラのキーワードを入れ込んでおく必要がある。構成を大きく変える必要はない。	一ノ瀬委員	○	【第2回審議会時回答】 － 【対応方針】 緑の基本計画を参考にしながら、p41（3）都市環境の基本方針の【基本的な考え方】にグリーンインフラのキーワードを盛り込みました。
6	44	(4) 都市防災の基本方針	災害時に避難の場・生活の拠点の場となる小学校や中学校等について、どのように強化していくのか。 また、避難した後物資がなかなか届かない場合、どのようにして避難した市民を助けるのか。 このような視点での記載があってもよいのではないのか。	苦瀬会長	○	【第2回審議会時回答】 － 【対応方針】 避難所等における生活の質確保の観点から、立地適正化計画p46の防災指針の取組方針④の考え方を、p44（4）都市防災の基本方針の【基本的な考え方】に盛り込みました。

都市計画マスタープラン素案（第2回資料）に係る意見 審議会中

対応区分

○：意見を反映し（素案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（素案）に盛り込まれているもの又は盛り込む予定のもの

▲：意見の反映することが困難なため（素案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

資料 1-1  
令和5年度第3回逗子市都市計画審議会  
2023年（令和5年）11月20日

番号	ページ	項目	意見	委員名	対応	備考（考え方・修正案 等）
7	44	②地震・津波対策	（逗子駅周辺などの）津波浸水区域内では、津波等の災害時において、都市機能が停止することが考えられる。行政機能などの都市機能を一時的に担う場として、東逗子駅周辺の位置づけを強化する必要がある。 危機管理の観点から修正・見直しをされたい。	鈴木（伸）委員	□	【第2回審議会時回答】 － 【対応方針】 立地適正化計画のp45の取組方針において、災害対策本部の代替施設の機能確保を図ることを位置づけていますが、現時点で具体的な内容まで言及することが難しいため、答申（案）に継続検討することを盛り込みました。
8	44	②地震・津波対策	災害時において逗子市が孤立しないよう、生命線となる県道24号（横須賀逗子）、県道205号（金沢逗子）、県道311号（鎌倉葉山）の沿道建築物の堅牢化を図るなどの方針を盛り込みぬか。広域的な支援を受けるためにも、また市内の孤立した住民の支援を行っていく上でも、そのような記載が必要ではないか。 危機管理の観点から修正・見直しをされたい。	鈴木（伸）委員	○	【第2回審議会時回答】 － 【対応方針】 P44②地震・津波対策の方針において、「緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化・不燃化を進めます」の文頭に「県道24号などの」の文言を追記しました。
9	44	③水害対策	河川の整備について、暗渠も対象になるのか。暗渠の周辺では振動問題も発生しているが、そのような面での整備も含まれているということか。	丸山委員	□	【第2回審議会時回答】 暗渠も河川として整備対象になる。 【対応方針】 －
10	47	ニューノーマルな暮らし方・働き方への対応	（ウォークابلに関連して）「賑わい」とは人が集まる場、すなわち車（乗用車・バスなど）が集まる場にもなる。駐車問題をコントロールしながら、ウォークابلを実現されたい。  ウォークابلは、ニューノーマルな暮らし方・働き方と直接的な関係がない。逗子市が「ウォークابل推進都市」を宣言していることも踏まえ、もう少し前面に押し出す形で記載されたい。（記載分野・項目は要検討）	苦瀬会長	○	【第2回審議会時回答】 － 【対応方針】 P37①<商業地>及びP39<生活道路>にウォークابلのキーワードを追加しました。 また、P47<ニューノーマルな暮らし方・働き方への対応>については、「逗子市まちづくり条例・逗子市景観計画に基づき緑化基準の但し書の適用基準」を踏まえ、ウォークابلへの誘導に関する考え方を盛り込みました。
	49～	地域別構想	地域別構想の記述が概括的すぎるのではないかと。特に駅周辺の都市づくりの方針がはっきりしていない。もう少し記述を詳細化されたい。 例えばウォークابلまちづくりや、（渋滞解消に向けた）駐車場の相互連携など。	鈴木（伸）委員		

都市計画マスタープラン素案（第2回資料）に係る意見 審議中

対応区分

○：意見を反映し（素案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（素案）に盛り込まれているもの又は盛り込む予定のもの

▲：意見の反映することが困難なため（素案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

資料 1-1  
令和5年度第3回逗子市都市計画審議会  
2023年（令和5年）11月20日

番号	ページ	項目	意見	委員名	対応	備考（考え方・修正案等）
11	50～	4-2 小坪地域まちづくり構想	歴史に関する視点を入れていただきたい。「昔ながらの」という表現はあるが、歴史を大事にしながらまちづくりを進めていく視点から「歴史」というキーワードを入れていただきたい。	丸山委員	□	【第2回審議会時回答】 歴史に関するものとして、例えば歴史的風土特別保存地区が指定されている地域もあるが、重要なポイントと思うため、都市計画マスタープランとしてどのような表現ができるか再検討する。 【対応方針】 P41①緑地等の創出・保全・利活用〈緑地等の環境保全〉において、歴史的風土保存区域について言及すると共に、P46①地域の特徴を活かした良好な住環境の維持・創出〈逗子海岸周辺・小坪漁港周辺〉において、歴史的景観保全地区や、小坪漁港周辺について言及しています。 都市計画マスタープランは、あくまでも都市の課題を空間という観点で解決するためのものであるため、上記記載の範疇が適切であると考えました。
12	全体	住み続けたいまち 住みよいまち について	民間の調査によると、首都圏の「住み続けたいまち」ランキングで、逗子市は第3位だったが、「住みたいまち」ではない。 「住み続けたいまち」を維持しながら、「住みたいまち」になるような魅力あるまちづくりをお願いしたい。	安田委員	□	【第2回審議会時回答】 意見として承る。 【対応方針】 P31将来都市像の最後に、「来訪者が憧れを抱く」というキーワードも盛り込んでおり、ご指摘の内容をふまえて、魅力ある都市づくりを進めていきたいと思います。
13	全体	ユニバーサルデザイン（のまちづくり） について	近年、障害を持っていることも「特性」として認識されつつある。（健常者にも障害者にも当てはまる）ユニバーサルデザインを推進する旨の記述が盛り込まれているとよい。	鈴木（伸） 委員	○	【第2回審議会時回答】 － 【対応方針】 P33都市づくりの目標（1）若者、子育て世代、高齢者等、あらゆる世代にとって便利に生活できる都市に、ユニバーサルデザインへの配慮に関する記述を盛り込みました。
14	全体	スポーツに関する記述について	逗子市はスポーツ都市宣言をしているため、どこでも誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを進めるなど、スポーツ（体を動かす喜び、楽しみ）という視点を入れていただきたい。	丸山委員	○	【第2回審議会時回答】 － 【対応方針】 体を動かし健康増進に寄与するという観点も踏まえ、前述のとおり、ウォーカブルなまちづくりの要素を追記しました。なお、スポーツそのものに寄与する施策は、関連計画があるため、あくまでも都市計画マスタープランとしての記載に留めました。